

令和 8 年度版

学校防災

マニュアル

苫小牧市立拓進小学校

1 そなえ

(1) 体制管理

① 学校防災委員会の設置

ア) 防災委員会の意義・目的

- ・防災委員会では、本校の防災計画の立案や運営、防災教育の推進などを組織的に一致一貫した取組となるようPDCAサイクルによる改善を行います。
- ・防災委員会は、災害時には対策本部となる機能も備えます

イ) 学校防災委員会の役割と構成

| 防災委員会の役割と構成 | |
|-------------|--|
| 1 | 学校防災の充実を図るため、校長を委員長とする。 |
| 2 | 委員は、防火管理者をはじめ、生徒指導部長、管理事務部長、学年主任とする。 |
| 3 | 委員会の開催は年2回の定例会と臨時会とする。 |
| 4 | 防災委員会は、警報等が発令した場合警戒本部となり、災害が発生した場合は対策本部となる。(参集基準の該当職員となる) |
| 5 | 防災委員会は次の事項等について協議する。 (1) 学校防災マニュアルの立案に関すること (2) 校舎内外の施設・設備等の安全管理に関すること (3) 避難訓練等の充実に関すること (4) 教職員の防災や安全に係る研修に関すること (5) 関係機関との連携に関すること (6) 避難所となった場合の協力体制に関すること |

② 学校災害対策本部

| 設置班 | 防災委員 | 構成員 | 業 務 |
|------------|----------------------------|------------------------------------|---|
| 総括 (本部) | 校長 教頭 主幹教諭 | 校長 教頭 主幹教諭 教務主任 | ・校内被災状況の把握 ・市災害対策本部及び市教育委員会との連絡 ・安全確保の指示 ・非常持ち出し書類搬出 ・報道機関、外部機関対応 |
| 避難誘 導班 | 教務主任 生徒指導部長 (専科教員含む) | 教務主任 生徒指導部長 (専科教員含む) 学級担任 | ・児童生徒の安全確認 ・負傷者の有無の確認 ・保護者への引き渡し ・2次避難時の誘導 ・行方不明児童生徒の確認 |

| | | | |
|----------|------------|-----------------------------------|--|
| 救急・救護班 | 養護教諭 | 養護教諭 担任外 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護所の開設 ・ 負傷者の応急救護 ・ 医療機関、救急との連携 ・ ウイルス感染防止対策の実施 |
| 初期対応班 | 教頭 | 教頭 事務職員 担任外 公務補 | <ul style="list-style-type: none"> ・ (火災時) 初期消火対応 ・ 火災箇所の確認 ・ 延焼時の通報 ・ (地震時) 避難口の確保 |
| 施設設備点検班 | 管理部長 | 管理部長 公務補 担任外 事務職員 事務補 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設設備の被害状況の調査、把握、記録 ・ 緊急性に応じた市教委への報告 ・ 危険箇所の処理及び立ち入り禁止措置 ・ ライフラインの確保状況の把握 ・ 暖房設備の確保 ・ 感染拡大防止のための施設、備品等の確認 |
| 避難所運営協力班 | 教頭 主幹教諭 | 教頭 主幹教諭 教務主任 公務補 事務補 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時地域指定職員、避難所職員、町内会代表者との連携 ・ 使用可能教室の割振・指示 ・ 避難所運営支援体制の確立 ・ 避難所生活の状況把握 ・ 備蓄物資、災害対策備品の搬出の支援 ・ 学校備品等貸出リストの作成 ・ 避難所運営の補助 ・ ウイルス感染症対策の実施 |

③ 防災計画

ア) 年間計画記載事項

・ 防災年間計画には、次の5点の項目に基づき作成しました。

- i 施設点検 (学校保健安全法第 27 条により必須)
- ii 体制管理 (参集等の確認)
- iii 研修
- iv 避難訓練 (火災・地震・津波は必須)
- v 防災教育

イ) 防災年間計画

| 月 | 点検 | 体制管理 | 研修 | 避難訓練 | 防災教育 |
|----|--|-------------------------------------|--------------------------|----------------|----------------|
| 4 | 外構点検・遊具点検 避難口点検 AED点検：毎月 周辺危険地域確認 | 消防計画提出 第1回目学校防 災委員会 参集体制確認 | マニュアル研 修（転入者へ の配布） | | |
| 5 | 消防点検 地域避難場所の確認 | | | 地震・津波 | 理科と関連 |
| 6 | 遊具点検 | | | | |
| 7 | 外壁点検、窓・扉点 検 | 1学期点検結果 集約 | 備蓄品確認 | 休み時間想 定火災避難 | |
| 8 | 遊具点検 | | 避難訓練等の 見直し | | |
| 9 | 防災備蓄品点検 | 第2回学校防災 委員会 | 参集基準等の 再確認 | | 全校一斉防災 教育実施 |
| 10 | 消火器点検 | | | | |
| 11 | | | | | |
| 12 | | 2学期点検結果 集約 | 消防訓練 | | |
| 1 | 冬季避難口点検 | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | 防災関係用具等点検 | マニュアル見直 し 第3回学校防災 委員会 | | | |

④ 学校及び周辺地域の災害想定

ア) 本校の校区の特色に応じた災害想定

| 災害 | 地域特性に応じた災害想定 |
|--------|--|
| 地震 | 耐震化状況：本校は耐震構造建築のため原則屋外と屋内両方の避難対応が可 液状化については状況に応じ対応が必要となる。 |
| 津波（地震） | 海岸からの距離約4km ハザードマップによる津波浸水予想区域外であることから、特段の状況下になければ屋外での待機も可とする。ただし、児童の心情的安定を確保するため、校舎3階への避難も検討する。 |
| 火災 | 一次避難場は、原則グラウンド。グラウンドでも火災の影響を受けることが想定される場合（風向き等も考慮）は、沼ノ端北2号公園、または拓勇公園に全校児童を避難させる。 |
| 土砂災害 | 特段の条件下になければ、土砂災害警報による避難対応が必要となる立地条件にはない。 |
| 大雨等 | 近隣に増水氾濫が想定される河川無し。ただし、新開明野元町方面から通学する児童の通学路に勇払川支流があるため、安全確認等情報収集に当たる必要がある。 |
| 火山噴火等 | 火山噴火ハザードマップでは2次避難が想定されていない校区である。噴火の規模により、教室の窓やカーテンを閉める等の対応を行う。大規模噴火発生時には最大100cm程度のパミスフォールが発生する可能性もある事から、児童を屋内に止めおく必要がある。 |
| その他 | 特別支援学級児童生徒の特性に応じた対応場所の確保を行う。 |

⑤ 避難場所及び避難経路図

ア) 避難場所の想定

《避難場所》

| 災害項目 | 被害想定場所 | 避難場所 |
|------|------------------------------|---|
| 火災 | 火元想定：理科室・家庭科室・給湯室 機械室、各教室 | グラウンド（火災は原則屋外避難） 体育館（雨天時で安全が確認できる場合） |

| | | |
|--------------|---|--|
| 地震 | 大地震が発生した場合 (転倒の恐れがあるロッカーや棚のある 部屋は避難場所に適さない) | グラウンド(原則屋外避難) 体育館(雨天時で安全が確 認できる場合) |
| 津波 | 津波警報・大津波警報 津波到達時の最大波高把握 | 校舎3階各教室 |
| 大雨等(洪水 等) | ・校区に氾濫危険河川等無し ・ハザードマップ上の浸水地域外 | 特段の状況下においては校 舎2階以上を使用 |
| 土砂災害 | 校区内における土砂災害想定地点無し | 特段の状況下においては校 舎2階以上を使用 |
| 噴火 | 樽前山において中～大規模噴火が発生し た場合、火山灰堆積の恐れあり。 | 屋内(外気遮断の対応) |
| ミサイル等 | 他国の弾道ミサイル発射などによるJア ラートなどによる緊急避難情報 | 窓ガラスのできるだけ少な い下層階 |

イ) 避難経路図

- ・避難経路図等は、校内玄関に避難経路図を示し、地域の方々の利用も想定します。
- ・避難経路図は、全ての教室に常備(掲示)します。

火災・地震



津波



⑥教職員等の緊急連絡体制について

ア) 教職員等の連絡体制

・災害時の連絡は以下の方法で行う。

- A 一斉メール配信システム
- B Aの手段が不通時の電話連絡
- C 甚大災害による通信手段喪失時
 - a:参集基準に基づく自主判断での参集での確認
 - b:災害時伝言ダイヤル 171

イ) 他機関との連絡体制について

・市役所、警察、消防、町内会等の地域の防災組織などの緊急連絡先は、職員室教頭デスク後ろの掲示板に明示します。

| 連絡先 | | |
|--------|--------------|---------|
| 施設関係 | 教育部施設課 | 32-6740 |
| 教員関係 | 教育部学校教育課 | 32-6743 |
| 児童生徒関係 | 教育部指導室 | 32-6744 |
| | ※生徒指導G | 32-5711 |
| 避難所関係 | 危機管理室 | 32-6280 |
| 札幌方面 | 苫小牧警察署 | 35-0110 |
| | 苫小牧消防本部（消防署） | 53-9119 |
| | 拓勇西町内会 | |
| | 新開明野元町町内会 | |

⑦参集基準等

ア) 地震

・勤務時間外・休日等であっても、下記の基準にのっとり学校職員は参集すること。

| 参集体制 | 震 度 | 管 理 職 | 教員・公務補等 | 市の 配 備 |
|-------|---|--|---|----------------------------|
| 第一次参集 | 震度3 被害は軽微と見込まれる。 | 自主点検をすることが望ましい | 対応なし | 注意配備 |
| 第二次参集 | 震度4 屋内物品の倒壊や落下の危険。 津波・余震への警戒。 | 出勤 施設・備品の点検・報告 →施設課 | 被害状況に応じ 教頭及び校長指定職員(主幹教諭)が出勤。 | 警戒配備 |
| 第三次参集 | 震度5弱 軽微な物的損害。 土砂災害への警戒。 避難所開設の可能性 | 出勤 施設・備品の点検・報告 →施設課 安否確認 →指導室 避難所開設支援 →危機管理室 | 教頭その他、校長の指定する職員(主幹教諭及び他2名程度)が出勤。 ・ 教諭 ・ 公務補 | 第1次非常配備 災害対策本部 避難所検討 |
| 第四次参集 | 震度5強以上 全域にわたり建物の倒壊等甚大な被害 津波警戒 | 出勤 施設・備品の点検・報告 →施設課 安否確認 →指導室 避難所開設支援 →危機管理室 | 全職員出勤 | 第2次非常配備 災害対策本部 避難所開設 |

イ) 津波

- ・勤務時間外・休日等であっても、下記の基準にのっとり学校職員は参集すること。
- ・津波による避難所は地域・警報級により異なります。

| 参集体制 | 警報レベル | 管理職 | 教員・校務補等 | 市の配備 |
|-------|--|---|---|----------------------------|
| 第一次参集 | 津波注意報発表 | 情報収集 | 対応なし | 注意配備 |
| 第二次参集 | 津波注意報発表 (他地域で警報発令) | 情報収集 地震の状況に応じた対応 | 被害状況に応じて教頭が出勤。 | 警戒配備 |
| 第三次参集 | 津波警報発表 津波到達の恐れ。 | 出勤 施設の点検・報告 →施設課 安否確認 →指導室 避難所開設支援 →危機管理室 | 教頭その他、校長の指定する職員（主幹教諭及び他2名程度）が出勤。 ・ 教諭 ・ 公務補 | 第1次非常配備 災害対策本部 避難所検討 |
| 第四次参集 | 大津波警報発表 高さが数メートルに及び津波到達の可能性。 | 出勤・情報収集 安否確認 →指導室 避難所開設支援 →危機管理室 | 全職員出勤 (安全確保優先) | 第2次非常配備 災害対策本部 避難所開設 |

【留意事項】

- ・職員の参集についても、移動等に安全が確保できない場合においては自宅等に留め置く措置をとる。

ウ) 火山災害（噴火等）

勤務時間外・休日等であっても、下記の基準にのっとり教職員は参集すること。

| 参集＋体制 | 警戒レベル | 管理職 | 教員・公務補等 | 市の配備 |
|-------|---|--|---|----------------------------|
| 第一次参集 | 噴火警戒レベル1 (異常現象発表) | 情報収集 | 対応なし | 注意配備 情報収集等 |
| 第二次参集 | 噴火警戒レベル2 (小規模噴火前兆期) | 情報収集 付加情報の状況 に応じた対応 地域により噴火 による被害確認 | 対応なし | 警戒配備 非常警戒本部 設置 |
| 第三次参集 | 噴火警戒レベル2 (小規模噴火期・小規模噴火拡大期) ※樽前地区は避難準備となる | 出勤 施設の点検・報告 →施設課 安否確認 →指導室 避難所開設支援 →危機管理室 | 教頭その他、校長 の指定する職員 (主幹教諭及び 他2名程度)が 出勤。 ・ 教諭 ・ 公務補 | 第1次非常配備 災害対策本部 避難所検討 |
| 第四次参集 | 噴火警戒レベル3 (中規模噴火前兆) →樽前地区避難※1 噴火警戒レベル4 (中規模噴火期) →小系魚川以西地区 避難準備 ※2 噴火警戒レベル5 (大規模噴火期) →小系魚川以西地区 避難・状況により警戒 区域避難 ※3 | 出勤・情報収集 第2次避難場所 の確認及び避難 所開設支援 →危機管理室 第2次避難所へ の移動支援 →危機管理室 安否確認 →指導室 | 全職員出勤 (安全確保優先) 学校が警戒区域 に指定された場 合は、第2次避 難所に出勤 | 第2次非常配備 災害対策本部 避難所開設 |

エ) 風水害

・勤務時間外・休日等であっても、下記の基準にのっとり学校職員は参集すること

| 参集体制 | 警戒レベル | 管理職 | 教員・公務補等 | 市の配備 |
|-------|---|---|---|----------------------------|
| 第一次参集 | 大雨、大雪、波浪警報 | 情報収集 | 対応なし | 注意配備 情報収集等 |
| 第二次参集 | 暴風警報、暴風雪警報 警戒レベル3相当 | 情報収集 付加情報の状況 に応じた対応 (施設点検の実施) | 対応なし | 警戒配備 非常警戒本部 設置 |
| 第三次参集 | 暴風警報、暴風雪警報 (上記警報発表時に 土砂災害情報や避難 準備情報が出た場合) (上記警報発表時に 一部浸水、がけ崩れ等 が発生した場合) 警戒レベル4相当 | 出勤(該当校) 施設の点検・報告 →施設課 安否確認(L4) →指導室 避難勧告が出た 場合は、避難所開 設支援 →危機管理室 | 教頭その他、校長 の指定する職員 (主幹教諭及び 他2名程度)が 出勤。 ・ 教諭 ・ 公務補 | 第1次非常配備 災害対策本部 避難所検討 |
| 第四次参集 | 特別警報 (上記警報以外でも 避難勧告・避難指示 が発令された場合) 警戒レベル5相当 | 出勤・情報収集 施設点検 →施設課 避難所開設支援 →危機管理室 安否確認 →指導室 | 全職員出勤 (安全確保優先) 出勤時に校区内 点検 | 第2次非常配備 災害対策本部 避難所開設 |

【留意事項】

第四次参集においては、安全確保の観点から、特別警報発令から30分以内に参集できる職員が出勤すること。(警報は、移動を想定して2時間程度前に発表されるが、特別警報は短時間で危険な状態になる場合も想定されることから、30分以内の移動にとどめる必要がある。)

オ) 衛星等飛翔体（隕石・弾道ミサイル等）

・勤務時間外・休日等であっても、学校職員は下記の基準にのっとり参集します。

| 参集体制 | 警戒レベル | 管理職 | 教員・公務補等 | 市の配備 |
|-------|---|--|---|------------------------------|
| 第一次参集 | 発射準備等情報 | 情報収集 | 対応なし | 注意配備 情報収集等 |
| 第二次参集 | 衛星等飛翔体等落下・ 発射情報（Jアラート 発表） | 情報収集（避難優 先） | 対応なし（避難 優先） | 警戒配備 情報収集等 |
| 第三次参集 | 衛星等飛翔体等落下・ 着弾（上空通過、Jアラ ート解除） | 出勤 施設の点検・報告 →施設課 安否確認 →指導室 | 教頭その他、校長 の指定する職員 （主幹教諭及び 他2名程度）が 出勤。 ・ 教諭 ・ 公務補 | 緊急事態連絡体 制 緊急事態連絡会 議 |
| 第四次参集 | 衛星等飛翔体等落 下・着弾（近隣落下・ 着弾、アラート解除 後） | 出勤・情報収集 施設点検 →施設課 避難所開設支援 →危機管理室 安否確認 →指導室 | 基本的に屋内避 難後、安全確認 ができた後全職 員出勤 （安全確保優先） 出勤時に校区内 点検 | 衛星等飛翔体対 策本部 避難所開設 |

【留意事項】

第四次参集においては、職員安全確保の観点から、完全に着弾等の場所が確認できて安全が国や道から示されてからの出勤となるよう事前周知する。

衛星等飛翔体等落下等については、防災の観点だけではなく国防の観点となることから、その時の行政発表の指示に従った行動をとることが大原則となるため、参集の判断も発表の状況に応じた判断が必要となる。

⑧ 臨時休業基準

・非常天災における臨時休業については、次の各災害の基準に基づき行う。

ア) 気象災害

| 災害・警報種別 | 判断時刻・状況 | 休業等判断 |
|--|--|--|
| 特別警報（警報種問わず） | 発表時 | 臨時休業 |
| | 発表が予想される | 臨時休業 |
| 暴風警報・暴風雪警報 | 前日 19:00 まで発表が予想され、登校時刻から下校時刻の間に警報機関がある場合 | 臨時休業（前日判断） |
| | 当日発表された場合で登校前の場合 | 臨時休業 |
| | 当日発表された場合で登校後の場合 | 臨時休業措置とし保護者に連絡を取り、保護者が迎えに来るまで学校待機。 |
| 大雨警報・大雨洪水警報 | 前日 19:00 までに警報に加え河川の氾濫や冠水等が予想される場合 | 指導室と連絡を取り、校長の判断により臨時休業（前日判断） |
| | 当日の警報発表に加え、河川の氾濫や冠水等が予想される場合や実際に氾濫等が起こっている場合。 | 校長の判断により臨時休業措置とし保護者に連絡を取り、保護者が迎えに来るまで学校待機。 |
| 大雪警報 | 前日 19:00 までに警報に加え通学路の安全確保ができないと判断される場合 | 指導室と連絡を取り、校長の判断により臨時休業（前日判断） |
| | 当日の警報発表に加え、通学路の安全確保ができないと判断される場合。 | 校長の判断により臨時休業措置とし保護者に連絡を取り、保護者が迎えに来るまで学校待機。 |
| 熱中症警戒アラート 暑さ指数（WBGT） ※暑さ指数（WBGT）の数値については、「熱中症予防情報サイト」（環境省）を活用して、実況値・予測値を確認 | 前日 19:00 までに翌日の熱中症警戒アラート発表に加え、暑さ指数（WBGT）の予測値が 31 以上で、登下校及び教育活動における安全確保が困難であると判断される場合 | 指導室と連絡を取り、校長の判断により臨時休業（前日判断） |
| | 当日の熱中症警戒アラート発表に加え、暑さ指数（WBGT）が 31 以上で、下校及び教育活動における安全確保が困難であると判断される場合 | 校長の判断により、臨時休業措置または下校時間の繰り上げ措置等の対応 |

※留意点

・全ての気象災害における臨時休業において、児童が登校中であった場合や一部登校が完了している場合であっても、臨時休業の連絡を保護者に行い、原則学校で待機させ、家庭に連絡を取るなどして保護者に確実に児童生徒を引き渡す。

- ・各種警報において臨時休業を判断する前に、校区や通学路の安全確認を、①教職員による通学路等の安全確認、②地域の安全ボランティアや交通安全指導員からの情報収集、③PTA役員や町内会役員からの情報収集など、学校の実態に応じて実施する。

イ) その他の災害

| 災害・警報種別 | 判断時刻・状況 | 休業等判断 |
|---------|-------------------------|-------------------------|
| 震度4以下 | 参集基準に基づいて参集した職員で安全確認 | 原則臨時休業はしないが、学校施設状況を見て判断 |
| 震度5弱 | 発生時刻に関わらず、校舎の安全を確認 | 校舎を確認後使用が危険と判断した場合臨時休業 |
| 震度5強以上 | 発生時刻に関わらず、校舎の安全確認ができるまで | 臨時休業 |
| 大津波警報 | 警報発表 | 臨時休業 |
| 噴火警報 | 特別警報（噴火情報レベル5）発表 | 対象地域になれば臨時休業 |

- ・全ての災害における臨時休業において、児童が登校中であった場合や一部登校が完了している場合であっても、臨時休業の連絡は保護者に行い、学校で待機させ、家庭に連絡を取るなどして保護者に確実に児童を引き渡す。
- ・地震等の場合は、安全確保をしつつ通学路に取り残されている児童生徒がいないか点検を実施し学校において待機させる。

ウ) 臨時休業に関する各家庭への連絡・周知方法について

A: 学校の対応

- ・各家庭に対して、臨時休業に関する連絡を行う。連絡方法は、一斉配信メールを第1手段とし、状況等に応じて電話等の手段を活用する。
- ・管理職は、スマートフォン等から一斉配信メールを発信できるように事前確認を行う。
※マスコミ各社に対して市危機管理室や秘書広報課を通じて情報発信があり、早期の市民周知が行われるばあいもあることから、保護者に対して、保護者への連絡前にテレビ報道等がある場合があることを周知する。
- ・大震災等により各学校からの連絡が困難な場合は、市教委から一斉配信メールにて各家庭に連絡する。

エ) 非常変災時における「いわゆる公欠」の扱いについて

- ・非常変災時において学校が適切に対応することで、こうしたケースは起こりえないことを原則に置くが、局地的な気象状況等に伴い、保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合や交通機関の事故等で欠席した場合のみ、取り扱うこととする。

※「いわゆる公欠」の取扱い

- 出席しなければならない日数に参入しないでいわゆる公欠扱いとする。
- 非常変災等児童生徒若しくは保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数。

→学校教育法施行規則第 48 条

→文部科学省初等中等局長通知（平成 13 年 4 月 27 日）「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録、高等学校生徒指導要録、中等教育学校指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」

(2) 安全管理

①管理区分・点検区分

- ・安全点検は、学校として以下の点について計画的に管理・点検する。

管理区分（一部）

| 担当 | 点検区分 |
|-----|--------------|
| 管理職 | 施設設備…管理計画策定 |
| | 非構造部材…管理計画策定 |
| 教員 | 施設設備 |
| | 非構造部材 |
| | 日常点検 |
| 公務補 | 施設設備 |
| | 非構造部材 |

②施設・設備等の安全点検

ア) 計画的な点検

- ・学校施設設備等の安全点検は、学校保健安全法 27 条において、計画的に実施することが定められていることから、以下の項目を定期的に点検します。

| 安全点検の種類 | 時間・方法等 | 対象 |
|---------|----------------------------------|--|
| 定期の安全点検 | 毎学期 1 回以上 事務管理部担当 | 児童生徒等が使用する施設・整備及び防火、防災、犯罪に関する設備などについて |
| | 毎月 1 回 計画的に、また全教職員が組織的に実施 | 児童生徒等が多く使用されると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など |
| 臨時の安全点検 | ・運動会や体育祭、学習発表会や学校祭、展覧会などの学校行事の前後 | 必要に応じて点検項目を設定 |
| 日常の安全点検 | 授業日ごと | 担任は、各教室の危険箇所について最終退室時に点検 |

イ) 点検項目

| 場 所 | 点 検 箇 所 | 点 検 内 容 |
|------------|-------------|-----------------------|
| 教 室 | 天井 | 破損・亀裂の有無 |
| | 照明器具 | 照明器具の腐食の有無、落下防止器具の状況 |
| | 窓ガラス | ひび割れの有無、クレセントの施錠 |
| | 壁面 | ひび割れの有無 |
| | 収納棚 | 転倒防止、収容物の落下防止 |
| | テレビ | 落下及び転倒防止（台のストッパー等の確認） |
| | 暖房器具 | 固定状況、フィルター等の状況、周囲の安全 |
| | 飼育水槽 | 落下防止 |
| 理 科 室 | 薬品庫 | 薬品量、リストとの照合、収納棚の固定 |
| | 実験器具 | 落下防止、収納棚の窓の状況、収納棚の固定 |
| | 冷蔵庫 | 転倒防止 |
| 視 聴 覚 室 | テレビ | 落下及び転倒防止（台のストッパー等の確認） |
| | コンピュータ等 | 落下防止 |
| | ビデオデッキ等 | 落下防止 |
| 技 術 室 | 作品棚 | 転倒防止、扉の施錠 |
| | 工具（工作機械） | 落下防止、刃等の収納 |
| | 工具収納棚 | 転倒防止、扉の施錠 |
| | 実習材料 | 落下防止 |
| 音 楽 室 | ピアノ | 転倒防止、移動防止 |
| | 楽器類 | 落下防止、転倒防止 |
| | ステレオ（スピーカー） | 落下防止、ステレオ収納棚の固定 |
| 保 健 室 | 測定器具 | 固定状況、転倒防止 |
| | 薬品収納庫 | 薬品量、扉の施錠、転倒防止 |
| 図 書 室 | 書架 | 床等への固定、転倒防止、 |
| | パソコン等 | 落下防止 |
| 家 庭 科 室 | ガスコンロ等 | ガス栓、ガスホース（ひび割れ等）、着火状況 |
| | 冷蔵庫・洗濯機 | 転倒防止 |
| | 食器棚 | 扉の状況、落下防止 |
| | ミシン等重量教材 | 落下防止、収納棚扉の状況 |

| 場 所 | 点 検 箇 所 | 点 検 内 容 |
|-----|-------------|----------------------|
| 体育館 | 天井 | 破損・亀裂の有無 |
| | 照明器具 | 照明器具の腐食の有無、落下防止器具の状況 |
| | 窓ガラス | ひび割れの有無、クレセントの施錠 |
| | 壁面 | ひび割れの有無 |
| | 床 | 床材の剥がれや浮きの有無、床金具の破損 |
| | 暖房器具 | 固定状況、防護柵等の固定状況、周囲の安全 |
| | ピアノ | 移動防止、転倒防止 |
| | 用具棚 | 落下防止 |
| 校長室 | 耐火金庫 | 落下防止、転倒防止、施錠 |
| | 額縁等 | 落下防止 |
| | トロフィー類（廊下も） | 落下防止 |
| 職員室 | 印刷機・コピー機 | 転倒防止（台のストッパー等の確認） |
| | コンピュータ等 | 落下防止 |
| | 裁断機 | 落下防止、安全装置の確認 |
| 廊 下 | 放送用スピーカー | 落下防止 |
| | 照明器具 | 落下防止 |
| | 掲示物 | 画鋏の状況、安全施設運用に支障がないか |
| | 渡り廊下等の接合部 | 接合部の点検（エキスパンション等） |
| | 階段 | 手すりの固定状況、滑り止めの状況 |

ウ) 校内避難経路等の安全確認

- ・避難経路の安全確認は、4月に実施する。

| 避難経路点検の観点 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい案内板や表示があるか。（剥がれや汚損はないか） ・避難経路上に障害物はないか。 ・災害種や状況に対応した複数の経路と場所が確保されているか。 ・児童生徒の特性や発達段階を踏まえた経路設定になっているか。 ・近隣住民の避難や帰宅困難者等の避難を想定しているか。 ・非常灯などに故障や不備はないか。 ・床や壁などに破損や転倒を招くような状況はないか。 ・障害のある児童生徒の避難に支障はないか。そうした児童生徒へ配慮された案内掲示となっているか。 ・鍵の施錠状況や管理状況は適切にされているか。 |

| 避難経路点検ポイント |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・避難口…ドアの開閉状況、鍵の状況、バリアフリー対応箇所、避難口の明記 ・非常灯…点灯しているか。 ・消火栓…周囲にもものが置かれていないか。 ・床や階段…転倒を招く要因はないか。 ・玄関…ドアの開閉状況、靴箱の固定状況 ・屋外…植木等が避難路にかかっているか、塀・バックネットの状況 ・放送…放送施設が適切に稼働しているか |

- ・避難経路の定期的な点検に加え、避難訓練等において経路に支障がないかを上記の点検ポイントとともに児童生徒の避難状況等を踏まえて改善を検討する必要があります。

③非常備品の確認・点検

【基本災害備品】

| 用途 | 備品名 | 点検者 |
|---------|---|-------------|
| 救急救助 | 携帯用救急箱、医療品、毛布、担架、AED、包帯・ガーゼ副木、マスク、懐中電灯、エピペン等医療的ニーズのある児童生徒用予備薬・器具等 | 養護教諭 保体部 |
| 人員確認・誘導 | 児童住所録、引き渡し点検用名簿、拡声器(ハンドマイク等)、メガホン、ホイッスル、懐中電灯、ヘルメット | 教務部・事務 |
| 情報収集 | 緊急時優先電話、携帯電話、防災無線、携帯ラジオ、乾電池 トランシーバー、緊急連絡先一覧表 | 管理職(教頭・主幹) |
| 消火時/救助時 | 消火器、バケツ、軍手、スコップ、ロープ、はしご、リヤカー ーホース、工具類 | 公務補・管理部 |
| 避難時 | マスターキー、手袋、防寒具、雨具、ロープ、緊急連絡先一覧 携帯電話、懐中電灯 | 教頭・公務補 |
| 停電時 | ハンドマイク、懐中電灯、ホイッスル、発電機 | 担任外 |
| その他 | 新聞紙、段ボール、ホワイトボード | 事務補 |

- ・備品は、4月の設備点検・避難経路点検に合わせて実施する。

④訓練・研修の実施

ア) 防災(避難)訓練の実施

A: 目的

- ・防災訓練は、災害発生時に児童が常に安全に避難したり、適切な判断や行動したりできるよう、その実践的な態度や能力を養うとともに、災害時に地域や家庭において、自ら進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようになることを目指して行います。

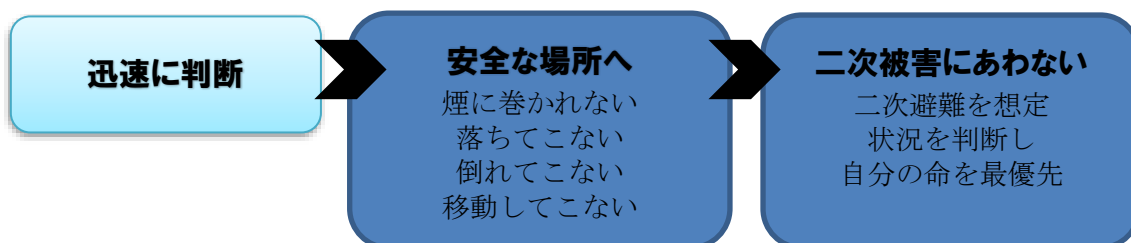
B：内容

- 火災・地震・津波に関する防災訓練を実施します。
- 災害発生の場所や時刻の設定を変えて、様々な状況による訓練を実施します。
- 消防署、警察署などの関係機関や地域と連携した実践的な訓練を行います。
- 教師の指示や児童生徒の行動、誘導方法などが全校に徹底されるよう訓練を実施します。

C：実施計画改善のポイント

- 災害種別、発生時刻、規模の想定→例：〇月〇日〇曜日〇時〇分 震度〇
津波警報の有無
- 児童生徒の所在場所 →教室、特別教室、グラウンド、体育館
- 発生時の安全確保 →教職員の指示の確認、安全確保行動の指示
教職員が確実に指示出来ない場合も想定
- 避難行動の見直し →安全かつ確実な経路の策定
渋滞や集中する場所の特定と対策
避難指示伝達（放送機器の有無）の確認
二次災害を想定し二段階避難の設定
- 避難場所の確認と見直し →災害種に応じた避難場所の確定
校庭での避難場所の確定
二次避難を想定した場所の設定
- 教科・領域と関連させた防災訓練→防災訓練の事前事後指導の充実
教科での学習機会による事前・事後学習

《避難の基本の徹底》



イ) 避難訓練実施計画

- 年度ごとの詳細については、学校経営計画に記載

| 実施月日 | 想定災害 | 実施概要 |
|------|---------|----------------------------|
| 5月期 | 火災 | グラウンドへの避難経路の確認 |
| 9月期 | 地震・津波 | 3階への避難訓練 防災学習も同時に実施 |
| 11月 | 休み時間の火災 | 児童が個々に避難する場合 を想定した訓練を実施 |

2 まもる

(1) 初期対応

①地震

「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」を大原則

【基本事項】

- ・教師は安全確保のため必要最低限の指示をする。大原則に合わせて、頭部保護、危険物から離れることなどを徹底する。
- ・教師は、周囲の危険物の状況を把握する。
- ・教室にいない児童生徒（欠席、保健室利用、トイレ利用）の把握
- ・衝動的行動の児童生徒の抑制、声掛けによる落ち着かせ

【場所ごとの指導事項】

| 場所 | 児童生徒への指導事項 |
|---------|---|
| 普通教室 | 頭部保護「机の下に隠れなさい」 机の下に入れない場合でも鞆等で頭部を保護させる。 |
| 体育館 | 体育館中央に集まらせる。 ピアノなどのそばから離れさせる。 |
| 特別教室 | 頭部保護「机の下に隠れなさい」 火気使用中「すぐに火を消しなさい」（激震の場合は、離れさせる） 実験中「薬品や熱したものを離れなさい」 アイロンや工作機器使用「直ちにスイッチを切り、離れなさい」 どの場合も、揺れの状況により危険物から離れることが大事 |
| グラウンド | グラウンドの中央に集める。姿勢を低くさせる。 |
| プール | 直ちにプールのふちにつかまらせる。 揺れが収まった段階でプールサイドに上げ、靴を履かせてタオルや衣服で体を保護して避難場所への移動指示 |
| スケートリンク | 滑走をやめさせ、その場に座らせる。 揺れが収まった段階でリンクから出させて靴を履き替えさせて避難場所への移動指示 |

※授業中以外の対応は、苫小牧市学校防災マニュアルに基づき対応

②火災

「知らせる、逃げる、(初期消火)」を大原則に

【基本事項】

- ・火災を発見した場合は、すぐに大声で周囲に知らせることが重要です。
：どんな小さな火災でも、初期消火を行っていても消防への通報は必ず行います。
- ・教職員は、火災発見を伝達後、役割に従って初期消火を行います。ただし、児童を掌握している場合は、初期消火の前に避難を開始させます。
- ・火災では、児童の避難を最優先に、「早く逃げる」を大原則にします。

【火災避難時の指導事項・留意事項】

| 児童への指導事項 | |
|-------------|---|
| 火災避難の指導原則 | <p>「早く逃げる」が大原則です。 (ひなんの合言葉「お・か・し・も」を徹底します。()内は自閉症等の児童向けです)</p> <p>お・・・おさない (並んで歩く) か・・・かけない (早歩きをする) し・・・しゃべらない (口を閉じる) も・・・もどらない (〇〇に行く)</p> |
| 火災の教職員の初期対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童対応…避難優先 ・火災対応…初期消火：壁を伝って天井に届きそうになったら断念し避難をする。煙の状況によってはそれ以前に初期消火を断念する、安全避難が優先。 ・消防への通報 (必須) ・複数避難経路の確保 (火災の状況により、規定された避難経路では避難が困難になることも想定されることから複数経路を確保することが望ましい。) |
| 第一次避難の留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・水泳学習などで火災が発生した際も、服装などにこだわらず早く避難する。 ・避難開始後は、校舎内に戻らない ・避難時には、誘導者が当該教室に児童生徒がいないことを確認してドアを閉めて延焼防止を図る。 ・煙の中を避難するときには、姿勢を低くして逃げる。 ・担任は児童の出席状況がわかる資料を持ち出し安否確認を行う。 |

※授業以外の対応は、苫小牧市学校防災マニュアルに基づき対応

③火山災害

「離れる、逃げる」を大原則に

【基本事項】

- ・本市の火山災害では、主に樽前山が対象となります。樽前山は、噴火警戒レベルが使用される活火山です。火山災害は、突然噴火する場合と予兆から事前の警報（噴火警戒レベル）が出る場合があります。どちらの場合も、情報把握に努め、「火山から離れる」「窓など破損危険のある場所から離れる」「頑丈な部屋に逃げる」「より遠くへ逃げる」といった「離れる・逃げる」を大原則に指導することが重要です。

【火山災害避難時の指導事項・留意事項】

| 児童生徒への指導事項 | |
|---------------|---|
| 火山災害避難の指導原則 | 「早く離れる・逃げる」が大原則です。 ・火山から離れる。（学校内でも火山から遠い場所に避難場所を設定することで噴石等の直撃による被害を最小限にする。） |
| 火山災害の教職員の初期対応 | ・児童生徒対応…避難優先 ・二次避難の必要性（噴火警戒レベル）の確認（市教委・危機管理室） |
| 第一次避難の留意事項 | ・二次避難が必要ない一次避難においては、学校が周囲において頑丈な建物に当たることが多いため、原則学校の体育館等に避難し、噴火状況に応じて保護者へ引き渡す。 ・体育館等では、窓の暗幕やカーテンを閉めておく（噴火の空気振動や噴石の影響によるガラスの飛散を最小限にするため） |

※授業以外の対応は、苫小牧市学区防災マニュアルに基づき対応

④風水害（特別警報等発表時）

【基本事項】

- ・風水害の避難活動等においては、学校は原則避難所であることから、校内のより安全な場所にて待機させる。早急な集団下校等は被害を大きくする可能性もあり、情報収集により安全が確認されるまでは学校に留め置く。安全確認後、原則保護者引き渡しとする。状況により安全確保後の集団下校等も検討する。

【風水害避難時の指導事項・留意事項】

児童生徒への指導事項・教職員対応事項

| | |
|----------------------|--|
| 避難原則 | 学校が避難所であることから、学校に留め置く。 安全確認ができ次第、保護者引き渡しや集団下校の措置をとる。 |
| 風水害の教職員 の初期 対応 | ①学校内待機 ・浸水等の被害がない場所への児童生徒への避難指示 ・1階等にある緊急物資等の上階への移動 ②土砂災害等の危険があるなど学校にとどまることが危険と判断した場合 ・事前に選定している避難場所へ移動するか判断する（必要に応じて教育委員会（指導室）と情報共有・協議） |
| 第一次避難 の留意事項 | ・早期の上層階への移動を検討することが重要。 ・停電や断水等も想定し、教職員の携帯電話等の確保や、防災無線等の上層階への移動も行う。 |

⑤衛星等飛翔体等

ア) 屋外にいる場合

「頑丈な建物へ・伏せる・窓から離れる」を大原則に

【基本事項】

- ・衛星等飛翔体等落下・発射については、J アラート等の緊急情報により知らされることを事前に指導することが必要です。
- ・屋外にいる場合には、急いで近隣の頑丈な建物に避難するよう事前指導します。

イ) 屋外にいて建物がない場合

【基本事項】

- ・屋外にいて建物がない場合には、急いで樹木等の物陰に身を隠すか、身を低く伏せて鞆等で頭部を保護するよう事前指導します。

ウ) 屋内にいる場合

【基本事項】

- ・屋内にいる場合には、急いで窓から離れるか、窓のない部屋に移動します。校内で窓の少ない部屋を事前に把握しておくことが重要です。

エ) 近くに落下した場合

【基本事項】

- ・屋外にいる場合には、口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れて、密閉性の高い建物へ避難します。また、そうした避難場所について事前に周知します。
- ・屋内にいる場合は、換気扇等を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉することなどが重要です。

※衛星等飛翔体等落下等への対応においては、「正確かつ迅速な情報収集」が大原則となります。下記の国民保護ポータルサイトなどをパソコンですぐに見られるよう、お気に入り等に保存したり、スマートフォンで確認したりできる体制を整えておくことが重要です。

http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryou/hogo_manual.html

(2) 二次対応

①情報収集

「素早い情報収集・臨機応変な判断」を原則に

【基本事項】

- ・ 想定すべき二次災害について判断材料となる情報を入手する。
- ・ 常に想定外があることを念頭に置き、ハザードマップやマニュアルで想定されていない事態が起きたときに、最も安全である行動を選択する。
- ・ 混乱時は流言飛語による情報錯綜も想定されることから、管理職を中心に複数の情報を基に判断する。

【情報収集に必要な道具】

情報収集に必要な用具等

防災無線（配置場所の確認）、防災ラジオ（電池等の月1回の確認）

停電時に使えるラジオ、テレビ、携帯電話、テレビ

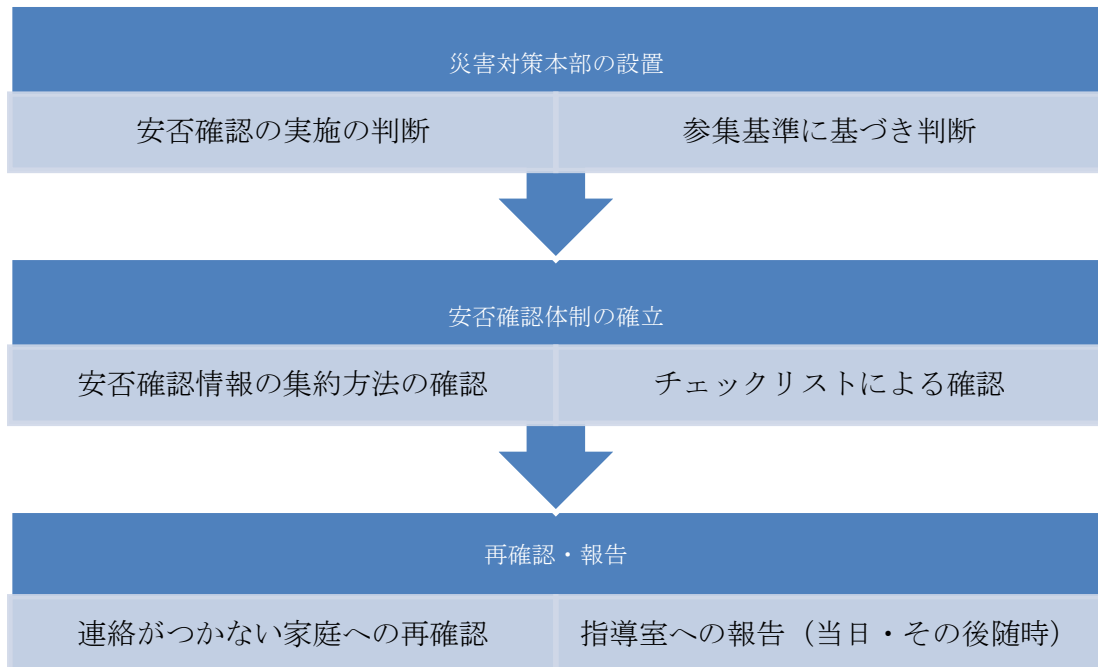
【情報収集用のサイト（HP）】

| サイト名 | アドレス |
|-----------------|---|
| 気象庁（全般） | http://www.jma.go.jp/jp/yoho/ |
| 室蘭地方気象台 | http://www.jma-net.go.jp/muroran/ |
| 北海道開発局（河川氾濫） | http://info-dam.hdb.hkd.mlit.go.jp/river/ |
| 苫小牧津波ハザードマップ | http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kurashi/bosai/jishin/tsunami/hazardmap.html |
| 気象庁（土砂災害） | https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html |
| 気象庁（潮位・高潮） | http://www.jma.go.jp/jp/choi/graph.html |
| 内閣官房国民保護ポータルサイト | http://www.kokuminhogo.go.jp/ |
| 苫小牧市消防出動情報 | http://tomakomai119.ec-net.jp/center/index.html |
| 苫小牧市防災情報サイト | http://tomakomaicity.bosai.info/pinpoint/tomakomaicity_chubu.html |

②安否確認

【基本事項】

- ・休日や下校時などの児童の在宅時や登下校時に災害が発生した場合には、児童生徒の安否確認を行います。安否確認を行う基準は、参集基準にのっとり**第四次参集以上で原則確認**を行います。風水害においては**レベル4以上**で確認を行います。第三次参集においては、状況に応じて確認をします。
- ・校外学習等学校を離れていた際の被災においては、児童の安全を確保した後、直ちに学校に報告するとともに、保護者に安否について連絡します。
- ・安否確認は、まずは避難等を優先し、状況に応じて実施しますが、原則当日中に実施し、確認でき次第教育委員会指導室へ報告します。



※校務運営システムが停電で動かないことも想定し、事前にチェック用名簿を準備しておく必要がある。

(3) 対策本部の設置

【基本事項】

- ・二次対応後、児童の安全が一旦確保された段階で、その後の対応・対策について方針や具体的な業務内容を確認し決定し、行動していくために、対策本部を設置します。
- ・対策本部の内容については、苫小牧市学校防災マニュアル49ページを参考に設置する。

3 なおす

(1) 災害直後の復旧対応

①引き渡しと待機

【基本事項】

- ・災害の規模や状況により、児童を下校させるか、学校に待機させるかを判断します。
以下の引き渡しルールについて年度初めに保護者に周知します。
- ・引き渡しカードを事前に配付しカードで保護者を確認できるようにします。

ア) 引き渡しの判断

- ・全ての災害において第四次参集レベルでは、保護者引き渡しを原則とし、児童だけでの下校は行わない。
- ・第三次参集レベルにおいても通学路の安全等が確認できない場合は、保護者引き渡しとし、一斉メール配信等にて周知を図る。
- ・大津波などの時間が限定される災害や、川の氾濫等の水害などの場合、保護者引き渡し自体も危険で二次被害を起こしかねないことから、保護者へ災害情報を提供するとともに児童生徒を引き渡さず、保護者が迎えに来た場合でも保護者と共に学校にとどまることを促す。

引き渡しの判断基準及び必要な情報

○第4次参集基準

- ・通学路の冠水や液状化・地割れなどの情報
- ・特別警報等の解除見込み状況
- ・交通機関等の状況
- ・ライフラインの状況
- ・避難指示・命令等の状況（学校は原則避難所である）
- ・火災時は、延焼の可能性等を考慮した引き渡し場所の選定
- ・津波等の情報（避難最優先）

イ) 待機時の留意点

【基本事項】

- ・大規模災害等において、引き渡しに困難又は二次災害が想定される場合学校に待機させます。
- ・待機させる場合は、一斉配信メール等にて保護者に災害情報を提供しつつ周知を図ります。長期化する場合は、随時情報を保護者に向けて提供します。
- ・待機が発生した場合は、指導室へ連絡をします。

待機の判断基準

二次災害が予想される場合。

交通網が寸断され、保護者に危険が及び可能性がある場合

避難指示・避難命令が出ている場合

待機時の留意点

待機場所においては、状況に応じた換気等衛生管理に努める。

学校外からの延焼や津波情報などを早期に把握し、待機から緊急避難ができる体制を準備しておく。

ライフラインが寸断された場合を想定して、水、備蓄食料などの確保に努める。

待機が長期化した場合を想定し、どのように児童生徒を宿泊させるかを対策本部で決定する。

ウ) 引き渡しの手順

- ・引き渡し手順は、年度初めに保護者にカード等を配付して周知を図る。

校外での引き渡しにおける留意事項

- ・引き渡しが可能かどうか判断する。(二次災害の危険の有無等)
- ・学校に戻って引き渡すのか、現地で引き渡すのか、どちらが安全かを判断する。
(移動最中の安全が確保できるのか、移動に要する時間で災害が大きくなるか等)
- ・現地で引き渡す場合は、学校と連絡を取り現地に保護者に引き取りに来てもらう。手順の基本は、学校での引き渡しと同様にする。
- ・校外学習の際には、災害に備え安全に待機できる場所を確認し、可能な限り保護者に周知することが望ましい。

拓進小学校緊急時引き渡しの流れ

災害発生（震度5 強以上の地震、風水害特別警報・大津警報の発表）

通学路の安全が確保されない等の状況を判断し、「緊急時児童引き渡し」を行うことを決定

さくら連絡網により、「緊急時引き渡し」を行うことを周知

連絡した下校時刻に合わせて保護者がお迎え

【引き渡しの手順】

- ①学校に保護者がお迎えに来る
※自家用車で迎えに来る場合は、校地内を一方通行とする
- ②お子さんの教室に行って、担任が保護者に児童を引き渡す
※兄弟がいる場合は、上の学年からお迎えをする
- ③引き渡しを担任が確認し、児童は保護者と一緒に下校



すぐにお迎えができない方については、学校に連絡をお願いします。その際に、迎えに来ることができる時間をお伝えください。一定時間を過ぎた後は、児童を教室以外の場所に待機させることもあるので、来校の際にご確認ください。

【緊急連絡先】

拓進小学校 0144-52-5010
拓進第1児童クラブ
拓進第2児童クラブ